

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年2月
和 気 町

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公務員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
全 体	20 人	52.5 歳	222,155 円	228,030 円	-	-	-	-
調理員	14 人	53.3 歳	215,614 円	222,179 円	調理士	42.8 歳	260,800 円	85.2
その他	6 人	50.4 歳	237,417 円	241,683 円	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成16年～18年の3か年平均)

「その他」とは、用務員、ホームヘルパー、自動車運転手である。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 体	1	3	6	3	7							
調理員							1		5	2	6	
その他								3	1	1	1	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用(国家公務員に同じ。ただし、3級制)

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、期末勤勉手当がある。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間に於ける勤務成績に応じ、4号級(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、民間委託等の方法により原則、退職者不補充としている。

給与面に関しては、国家公務員の俸給表（行政職俸給表(二)）に準拠しており、今後も同様とする。

3 具体的な取組内容

平成18年4月に国家公務員に準じた給与構造の見直しを実施。また、18年3月に全職種に係る特殊勤務手当を全廃した。

今後は技能労務職も含め、全職種を対象とした人事評価制度を導入し、本格運用することで、評価に応じた昇給制度の確立を図ります。

4 その他

技能労務職員の現場の状況を精査し、民間に委ねることができる業務については、積極的に民間活力の導入を推進し、任用換えによる職種転換も踏まえ、職員数抑制に努めます。